



日弁連によるカンボディア王国司法支援の概要

日本弁護士連合会
国際交流委員会副委員長
矢 吹 公 敏

1 はじめに

最近、日本でも、発展途上国を中心とする外国への法整備に関する支援活動が活発化してきた。この分野では以前から、経済法を中心に各省庁が助言を単発とするなどの活動は行われていたが、民法、民事訴訟法といった基本法の起草や法律家の養成といった司法の根幹に対する援助活動は最近の5、6年のことである。2001年6月に発表された政府司法制度改革審議会の最終意見書でも、アジア諸国に対する法整備支援に関する記載があり、この分野での司法界をあげての取り組みが期待されているところである。

日本弁護士連合会（「日弁連」）では、以下に述べるように、1995年以来この分野での活動を積極的に展開してきたが¹、本稿では、特に日弁連と関係の深いカンボディア王国に対する司法支援について説明する²。本稿が、日弁連による同国での活動のポリシー・ペーパーとなれば幸いである。

2 日弁連とカンボディア王国

1) 端緒

日弁連では、1994年秋に、カンボディアの司法関係者を講師として招き、「カンボ

1 日弁連内部では、法整備支援を国際司法支援という言葉で呼んでいる。日弁連では後に詳述するように1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設立したが、同登録制度上、「国際司法支援活動」とは、以下のように定義されている（制度規則第2条）。

「国際機関、諸外国の政府機関及び弁護士会を含む法律家の団体（以下「国際機関、諸外国など」という。）に対して行う次のような活動をいう。

- 一 諸外国の法曹養成に関する支援
- 二 国際機関、諸外国などの条約、法律などの立案への支援
- 三 国際人権・人道活動への参加
- 四 国際機関、諸外国などが行うその他の司法関連活動への参加
- 五 法律文献などの資材供与

2 カンボディア王国での日弁連および弁護士の活動については、上柳敏郎「カンボジアの新生弁護士に支援を」（季刊刑事弁護 1995年第5号176頁以下）、拙稿「国際司法支援と弁護士会—カンボディア司法支援研修を例として」（自由と正義 1996年12月号14頁以下）、「国際司法支援の様々なかたち—カンボディアで汗を流した弁護士たち」（桜木和代弁護士・山田洋一弁護士との共著 自由と正義1999年8月号14頁以下）、「国際司法支援と弁護士」（自由と正義 1999年10月号44頁以下）、「日弁連における法整備支援」（法律のひろば 2001年10月号18頁以下）を参照していただきたい。

ディア司法制度の現状と将来」と題するセミナーを開催した。そこで、当時のカンボディアの司法の現状および課題について討論がなされ、日本の法曹の果たすべき役割について問題提起がなされた。

その後、日弁連では、1995年1月に外務省および国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency）（「JICA」）との司法支援に関する懇談会を催し、外務省からは具体的な企画があれば提案するようにとの話があり、日弁連から提案がなされた。具体化の過程で、法務省および最高裁判所を含めた日本の法曹全体によるカンボディア司法支援プロジェクトとして形をなすに至った³。

2) JICA 司法支援プロジェクト

日弁連では、1996年から毎年 JICA が主催するカンボディア法律家に対する本邦での国別特設研修に講師を派遣し、研修旅行を行う等の協力をしてきた。同研修は、カンボディア王国の裁判官、検察官、弁護士、司法省職員および法学部教員を対象として、日本の法制度について幅広く研修することを目的としたプログラムであり、ベトナム法整備支援と並んで、JICA の法整備支援事業の草分け的存在である。

既にこれまで約50名のカンボディア法律家が研修に参加している⁴。1996年2月の第一回司法支援研修で来日したメンバーの中には、現在の司法省次官であるアン・ボン・ワッタナ氏や同省次官補であるイー・ダン氏など現在のカンボディア司法界の一翼を担っている方々がいた。来日後のカントリーレポートの冒頭に、イー・ダン氏が、野菜のカボチャはカンボディアが語源であることや、カンボディアにはウドンという場所があって、カンボディア人は日本に大変親しみを感じているという話をされた。これが、カンボディア王国司法支援の始まりである⁵。日弁連では、毎回1ヶ月半の研修の内、2週間弱を担当して日本の弁護士制度などの講義および弁護士制度についての意見交換をした。また、東京だけでなく、地方単位会への訪問・研修も実施し、京都、大阪、名古屋、広島、福岡などを訪問し、それぞれの地方弁護士会、検察庁、裁判所などに大変歓迎していただき、研修員も楽しい小旅行を満喫していた。こうした共有する時間を通じて、友情や信頼が生まれ、現在日本がカンボディアで実施している法整備支援を支えているといっても過言ではない。

3) JICA 重要政策中枢支援法整備プロジェクト

また、JICA は、1999年3月から JICA の重要政策中枢支援の一つである法整備支援プロジェクトを開始した。同プロジェクトは、カンボディアの民法および民事訴訟法の

3 松島洋「国際交流」（日弁連五十年史 328頁以下）。すでに法務省では、1994年からベトナムなどに対する法整備支援を実施していた。

4 残念ながら、ここ数年一般研修プログラムは中止されている。

5 ウドンと日本のうどんは何の関係もないのであるが、イー・ダン氏の機知に富んだ話は忘れることができない。

起草協力および法曹養成を主な柱として開始されたが、民法および民事訴訟法の起草が予想以上の作業量となり、現在プロジェクトはこの法律起草に集中している。

日弁連では、同プロジェクトの国内支援委員会および事務局に当職を派遣している。また、プロジェクト前段階の事前調査等の際に、桜木和代弁護士がカンボディア司法省に対する JICA 短期専門家として参加し、1999年10月からは今和泉学弁護士が JICA 長期専門家として同省に赴任し、2002年2月から同弁護士の後任として安田佳子弁護士が現地で活躍している。こうした司法支援の現場に会員を派遣し、派遣した会員からフィードバックを受けることで、日弁連の司法支援活動が充実することが期待されている。

4) カンボディア王国弁護士会との友好協定締結

2000年5月、日弁連はカンボディア王国弁護士会と友好協定を締結した。日弁連にとって、オーストラリアに次いで2番目の友好協定であり、発展途上国の弁護士会としては、初めての友好協定締結国である。

冒頭の JICA 司法支援プロジェクトを通じて多くのカンボディアの弁護士と知己を得ることが出来たが、それが友好協定締結でも基盤となった。ちょうど日本でアジア弁護士会会長会議（「POLA」）が開催され、カンボディア王国弁護士会のアン・エン・トン会長と協議を経て、友好協定を締結することになったのである。日弁連内では、発展途上国の弁護士会との友好協定は、財政的負担をしなければならないことになるのではないか、という意見もあったが、友好協定はなにも財政的義務を負う内容のものではないことから、締結に至ったのである。

5) 弁護士会セミナーの開催

上記の重要政策中枢支援法整備支援プロジェクトの中で、2000年10月に、弁護士会を対象としてセミナーを開催した。2日間の短いセミナーであったが、新堂幸司日弁連法務研究財団理事長および筆者も含め4名の弁護士が、民事訴訟における弁護士の役割、刑事弁護、法律扶助および弁護士倫理の4テーマを講義し、現地弁護士と意見交換を行った。

参加者はプノンペン周辺の弁護士約50名程であったが、その他に裁判官、検察官数人が参加した。このセミナーで、カンボディアの弁護士との間で多くの意見のやりとりがあり、私達は、同国での弁護士の育成・継続教育の必要性を痛感することとなった。このセミナーでの経験が、今日日弁連が行った JICA 小規模開発パートナー事業、これから実施しようとしている JICA 開発パートナー事業につながっていくのである。

私は、何かをしようとするときには、小さく成功させて大きく育てることが大切だと考えている。また、国際支援は牛歩のごときスピードで地道に継続的に行われなければならないと感じている。文化・制度の異なる国で、その国の司法のかたちの形成に参加し、効果を収めるには、文化・制度・人に対する深い理解がなければならないし、

したがってその効果を性急に求めてはならないからである。日弁連のカンボディア王国弁護士会プロジェクトも、そのように育ってほしい⁶。

3 カンボディア王国という国と司法制度

1) カンボディア王国という国

ここでカンボディアという国について若干説明する⁷。

カンボディア王国は、東南アジアのインドシナ半島のメコン川沿いに位置する面積約18万1035平方キロメートル、人口約1200万人（内、首都プノンペンに約100万人）の国である。民族では、クメール人が人口の93%を占めており、その他中国人、ベトナム人、チャム（ムスリム）、クメール・ルーと呼ばれる山岳民族など様々な民族も含まれている。宗教では、人口の約95%が小乗仏教徒で、言語は、クメール語である。国民一人当たりのGDPは、292米ドル（1996年度）ときわめて低い。

カンボディアという国を考えると、その歴史を振り返ることを忘れてはならない。カンボディアは、1884年にフランスがインドシナ半島を植民地化しフランスの保護国となる頃には、半ば同国の従属国となった。1941年の日本軍の仏印進駐以来、フランスの影響は後退したが、1945年8月の日本の敗戦に伴い、フランスの間接統治が再開されることによって、独立運動が激化することになった。シアヌーク殿下の主導のもと独立運動により、1953年11月9日「カンボディア王国」として、独立を達成した。その後、シアヌーク殿下の治世の下で、非同盟中立政策が推進され、平和と発展の時代が続いたが、隣国ベトナムと大国アメリカの影響を受け、インドシナ戦争に巻き込まれた。

1970年にアメリカ支援の下、親米右派のロン・ノル国防相によるクーデターが発生、ロン・ノル政権（クメール共和国）が発足、シアヌーク殿下は北京に亡命した。その後、シアヌーク殿下は、かつて自らが弾圧した共産主義勢力と共闘し、再起をはかっ

6 本稿では、日弁連によるカンボディア王国での司法支援活動の歴史を紹介したが、それ以外に、同国では、弁護士設立のNGOによる活動および弁護士個人の活動が実施されており、こうした活動も日弁連の活動の支えとなっている。

弁護士設立のNGOによる活動では、桜木和代弁護士・木村晋介弁護士が共同代表を務める日本カンボディア法律家の会（JJリーグ）が1992年以来カンボディアに対して独自の支援活動をしている。同会は、1998年から日本の刑法基本書および民法基本書をクメール語に訳して製本し、大学、裁判所へ寄贈している。また、弁護士個人による活動では、佐藤安信弁護士（現名古屋大学教授）が1992年カンボディア暫定統治機構（UNTAC）の人権担当官として赴任し、山田洋一弁護士は、1997年から98年にかけて同国の国連人権センターが実施する裁判官に対するメンター・プログラムにコンサルタントとして参加した。また、筆者が、1998年同国で実施された総選挙に国際監視団の一員として参加した。神木篤弁護士は、2000年8月からUNICEFが同国で実施している子供の人権プロジェクトに参画した。また、前述の山田弁護士が、2000年からカンボディア司法省に対して、女性および子供の人身売買禁止法の制定に向けた立法作業への助言を行っている。

7 ここでの説明は、JICA資料およびカンボジアウォッチ、在日カンボディア王国大使館のホームページからの情報をまとめたものである。

た。そして、ベトナム共産党の支援を受けたインドシナ共産党を中核とする連合勢力が、1975年の4月17日にプノンペンを陥落させ、全土を掌握した。その後、インドシナ共産党の一派であったポル・ポト率いるクメールルージュが、内部抗争によって政権を掌握し（民主カンブチア国）、都市住民の農村下放や、大量虐殺が行われることになった。

その後も、ベトナム軍の進駐や、親ベトナム政府軍とクメールルージュ主体の3派連合との内戦後、1991年には全ての当事者の中でパリ和平協定が成立し、国連カンボディア暫定統治機構（「UNTAC」）管理のもとで、1993年に民主的な総選挙が行われた。この結果、シアヌーク殿下（現国王）の息子ラナリットの率いるフンシンペック党（独立・中立・平和・協力のカンボディアの為の民族統一戦線）と親ベトナムの旧政権を主体としたカンボディア人民党（「CPP」）の連立政権が誕生し、同年9月21日には立憲君主制、民主主義、自由市場経済を標榜する「カンボディア王国憲法」が制定された。

その後、フンシンペック党と CPP 間の抗争があり、特に1997年7月には軍部の一部によるクーデターが発生したが、CPP を中心とした政府軍に鎮圧された。そして、1998年に UNTAC 管理終了後のカンボディア人民による初めての国会議員の総選挙が、内外の選挙監視団の見守る中に行われ、その結果を受けて CPP とフンシンペック党との連立内閣が維持された。2002年には、初めてのコミュニケーションレベルでの地方選挙も行われている。

2) カンボディアの司法制度

カンボディアでは、ポル・ポト政府による知識人の大量虐殺の結果、同政府が倒された段階で裁判官など司法に携わる関係者が数名しか残っていなかったと言われている。この歴史的な事実が現在の司法の現状に与える影響は計り知れない。

新憲法のもとで三権分立が規定され、司法制度が作られた。しかし、裁判官などの司法官職および弁護士には、当時残っていた知識人である学校の教員などが就任したが、十分な法学教育を受けていないことから、裁判実務に混乱を生じた。また、裁判官が判断の基礎とすべき法律の整備がなされず、その結果シアヌーク時代の旧民法などが裁判規範として利用され、また判例の集積もなく、裁判は個々の裁判官の判断による場所が大きい。

弁護士については、UNTAC 時代に大量の刑事裁判を処理する必要から、ディフェンダーと呼ばれる刑事代理人が任命されたが、その地位を巡り、その後、弁護士会ともめることとなった。弁護士制度は、1995年に弁護士法が制定され、弁護士会の自治が保障された。しかし、弁護士の育成は進んでいるとはいえ、現在でも、弁護士の数は、登録数で約230名で、実働では約180名にしかない。特に、地方での弁護士の過疎化は深刻であり、弁護士がいない州もある。こうした現状で、弁護士の育成と教育が急務であるといえる。

カンボディアの司法制度は、旧宗主国であるフランスの影響が色濃く反映されている。例えば、刑事訴訟法には同一事件の民事紛争も同時に解決する付帯私訴という制度が存続する。また、司法官職も、裁判官と検察官が、同一職として育成される反面、前述のように弁護士制度は分離している。現在、カンボディアでは裁判官および検察官の司法官職養成校の設立準備中であるが（2003年1月開校予定）、その対象に弁護士は含まれていない。

4 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA 小規模開発パートナー事業）

1) 事業の概要

日弁連では、前述の2000年10月に JICA の法整備支援プロジェクトの一環として実施されたセミナーの経験を踏まえて、2000年度から始まった JICA の小規模開発パートナー事業を申請し⁸、その第1号として承認され、2001年7月からカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトを開始した⁹。

前述のようにカンボディアでの弁護士の育成は急務である。そこで、日弁連ではカンボディア王国弁護士会と協議した結果、弁護士継続教育プロジェクトを実施することとし、上記 JICA 小規模開発パートナー事業を申請したのである。また、日弁連では従来からカンボディアでの法律扶助制度に強い関心があり¹⁰、法律扶助制度の制度提案もプロジェクトに盛り込むことにした。そこで、同プロジェクトは、カンボディア王国弁護士会をカウンターパートとして、弁護士継続教育セミナーの開催および法律扶助制度の制度提案を内容としたプロジェクトとなった。後者は、貧困層への司法サービスの機会保障（access to justice）の視点から、カンボディア王国における法律扶助制度の確立に向けた制度調査および将来の提言が主たる事業であり、2回の派遣団を送り、現地での調査、関係団体との協議を実施した。その結果は、上柳弁護士の報告に譲ることとし、本稿では弁護士継続教育セミナーを中心に説明する。

日弁連では、年間を通してプロジェクトを安定的に実施するために組織作りを行った。チームを、弁護士継続教育セミナーと法律扶助チームに分け、それぞれにチームリーダーおよびメンバーを配置すると同時に、プロジェクトマネージャー、チームリーダーを中心としたプロジェクト管理部門を作り、さらに多くの事務作業が予想されたことから事務監理部門を設け、レジュメの作成管理、派遣準備、会場準備などの現地事務活動などを担当してもらった。この事務監理部門を設けたことで、講師がセミ

8 JICA 小規模開発パートナー事業とは、NGO などの団体が開発途上国で実施するプロジェクトを JICA が支援し JICA 事業として実施する形態の事業であり、期間は1年間で事業規模は1000万円を目安とする比較的小規模の事業が予定されている。2000年度に NGO、地方自治体、大学などから81件の提案があり、日弁連のカンボディア王国弁護士会プロジェクトを含め19件が候補案件として採択された（JICA 発表による）。

9 筆者は、同プロジェクトのプロジェクトマネージャーとしてプロジェクト全般に関わった。

10 上柳敏郎弁護士が、長年同国の法律扶助団体の一つである Legal Aid of Cambodia（「LAC」）の理事を務めていた。

ナーに集中することが可能となり、またスケジュール管理などプロジェクト管理を充実することができた。事務監理の作業については、田中みどり弁護士の報告を参照していただきたい。また、セミナーは日本語・クメール語で行われるため、セミナーの成功のためには有能な通訳の存在が欠かせない。その点、諏訪井廉氏、那須芳恵氏という有能な通訳の方を得ることができたことはプロジェクトにとって幸いであった。

また、同時期にカナダ弁護士会およびフランスのリヨン弁護士会がカンボディア王国弁護士の養成プロジェクトを企画していたことから、日弁連を含む3弁護士会によるユニークなプロジェクトとなった。3弁護士会は、プロジェクト開始に当たりプロジェクト進行方法、日程などについて打ち合わせるとともに、資料の共用、情報の交換など適宜討議した。

2) 弁護士継続教育セミナー

(1) プロジェクト目標

日弁連では、弁護士継続教育セミナーの上位目標を「法の支配を担うカンボディア王国弁護士の育成」に置き、実際のプロジェクト目標を「カンボディア王国弁護士の継続教育が実施され、同国弁護士の質と能力が向上する。」という点に置いた。そして、そのためのプロジェクトの成果として、①充実したセミナーが継続的に実施されたこと、および②セミナーのレジュメ集を作成し、将来の資料とすること、を期待した。

(2) セミナーの準備・内容

日弁連では、前述のように JICA の重要政策中枢支援プロジェクトでカンボディアの民法および民事訴訟法の起草支援を行っていること、弁護士継続教育では裁判実務の研修がまず必要であると考えたことから、JICA および民事訴訟法起草チーム（チームリーダー竹下守夫駿河台大学学長）の了解を得て、起草中であった同国の民事訴訟法の案文を資料として、「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマに合計3回のセミナーを実施することとし、また、カナダ弁護士会およびリヨン弁護士会との調整の結果、「弁護士倫理」をテーマとして1回のセミナーを開催した¹¹。

セミナーを進める方法についてはプロジェクト開始と同時に講師が集まり検討した結果、以下の要領で行うこととした。

11 セミナー日程は以下の通りであった。

- | | | | | | | |
|-----|-----------------|-----|------------------|----|--------------------------|----------|
| 第一回 | 2001年7月2日～4日 | テーマ | 民事弁護実務「訴状および答弁書」 | 講師 | 新堂幸司、桜木和代、矢吹公敏の各弁護士、事務監理 | 田中みどり弁護士 |
| 第二回 | 2001年11月14日～16日 | テーマ | 民事弁護実務「証拠調べ」 | 講師 | 吉野正、赤羽貴、上野攝津子の各弁護士、事務監理 | 宮家俊治弁護士 |
| 第三回 | 2002年1月15日～17日 | テーマ | 民事弁護実務「上訴」 | 講師 | 国谷史郎、紺谷宗一の各弁護士、事務監理 | 田中みどり弁護士 |
| 第四回 | 2002年3月13日～15日 | テーマ | 弁護士倫理 | 講師 | 内田晴康、池内稚利の各弁護士、事務監理 | 田中みどり弁護士 |

- ① 新たな民事訴訟法案を利用するが、手続をいくら説明しても理解を十分得られるとは考えられないので、当事者主義と職権主義、争点整理、訴状、答弁書および準備書面の書き方など民事訴訟法の基礎的考え方を講義する。
- ② 午前中はレジユメを利用した講義とするが、午後は参加型の講義とし、簡単な事例検討を実施する。

参加型講義としたのは外国企業などではよく従業員教育のためにワークショップやロールプレイを取り入れ成果を上げていることから、事例研究に参加することで午前中の講義の内容を少しでも理解することができればよいと考えたからである。

私も参加した第一回セミナーの際には、簡単な事例（本稿別紙として、第一回のレジユメを参考に添付するが、そのレジユメに記載している事例を利用した。）をもとに参加者約70名を6つのグループに分け、事例に基づき第2日目は訴状に記載する請求原因事実、第3日目は答弁書に記載する抗弁事実を40分ほど検討してもらい、その結果を模造紙に記載させる。その後で、各グループの代表者に模造紙を示して発表してもらい、参加者全員で講評するというものである（合計6グループの発表が行われる）。第1日目は、新堂弁護士の民事訴訟の考え方についての講義と会場への質問・回答というソクラティックメソッドによる講義が行われた。実施してみて、参加型の講義は大変有効であるという印象を受けた。回答をみても、主張の整理を行わず、全ての生の事実を書き込むグループもあり、また争点となる事実とは全く関係のない法律上の主張を書き入れるグループもあり、講義する側にとっても大変参考になった。3日間のセミナーを終えて素直な感想は、同じ参加者が第1日目と最終日では講義の理解度、質問に回答する内容が格段に進歩していることに驚いたことである。最終日には、日本の研修所で行われている要件事実の整理を利用して、事実の法的分析を行ったが、簡単な事例で、請求原因事実、それに対する認否、抗弁事実、それに対する認否、再抗弁、それに対する認否に分けて事実を分析する参加者も出るほどであった。また、事実の分類でも主要事実、間接事実、補助事実の分類にも理解を示した参加者がいた。

まとめると、

- ① 講義は、基本を繰り返し説明することが重要であること、
- ② 参加型講義は、参加者の理解を進める上で有効であると同時に、講義する側にとっても参加者の理解を計る上で大変有効であるということ、である。

今回の弁護士継続教育セミナーでは、4回を通じてこの手法を採用した。

最後に、セミナーの日程であるが、午前は8時半から15分の休憩を挟んで12時まで行われ、午後は2時からやはり15分の休憩を挟んで5時まで行われた。期間は3日間であったが、ちょうどよいと感じた。カナダ弁護士会は5日間のセミナーを行ったが、仕事を抱えての参加という点で5日間は長いという話も聞いた。会場は、フランスの厚意で、3弁護士会のセミナーの全てをフレンチカルチャーセンターで無料で実施することが出来た。

(3) セミナー評価と評価指標

私は、以前からこうした国際支援には的確な評価が欠かせないと言ってきた¹²。2年前に法整備を行っている国際機関調査のために米国を訪問した際にも、US AID や世界銀行などで評価方法について質疑し、大変有益な示唆を得た。その際、感じたのは法整備支援の評価指標（インディケータ）として極端に数値化された指標は有効かという疑問である。例えば、US AID で聞いた話として、人権教育の指標の1つとして一定期間に何回人権に関するテレビ広告が流れているかというものがあったが、果たしてそれが人権教育の効果評価指標として有効か疑問に思った。

結局、

- ① できるだけ客観的な指標（数値化できるものは数値）を用いる、
- ② それ以外にプロジェクト実施者・カウンターパート・受益者からの聞き取りを行う、
- ③ プロジェクト評価は、プロジェクト実施者以外でその分野に造詣がある第三者が行う、という点が重要である。米国企業では、定期的に本社の監査人（オーディター）が事業を評価する仕組みが確立しているが、大変参考になる。

今回のセミナーでは、評価手法として、①セミナー参加者の人数、②セミナーでの参加者からのアンケート結果（本稿末尾に第一回セミナーのアンケート結果を添付した）、および③講師・事務監理担当者からのレポートを採用した。また、外部監査は行われなかったが、ちょうど JICA の平和構築の調査団が、カナダと共同でカンボディアでの JICA プロジェクトの評価を行い、日弁連の弁護士継続教育セミナーもその一つに取り上げられたことは幸いであった。

①のセミナー参加者は、常時60名から80名を数え、カンボディアの弁護士の約3分の1から半数が出席しており、高い出席率を維持した¹³。また、アンケートの結果でも、85パーセントから95パーセントが理解できたという結果で、それをそのまま鵜呑みには出来ないが、満足できる数値である。また、講師・事務監理担当者からのレポートでも効果が実感できたとする意見が多かった。結論として、今回のセミナーは成功したのではないかと考えている¹⁴。

12 法整備支援活動も、他の国際的プロジェクトと同様、プロジェクトを適切な方法で評価し、将来の継続的プロジェクトの発案、推進に評価結果を利用する必要がある。また、説明義務（アカウンタビリティ）の観点からは、このような評価結果を公表することも求められてよい。ただ、プロジェクト評価の指標づくりには慎重を要する。間違った指標に基づく評価はかえってプロジェクトを台無しにする可能性がある。

13 日弁連は、当初発展途上国で散見されるように、セミナー参加者に日当を払うことを考えたが、カナダ弁護士会が不要との見解で、結局日当を支払わなかったが、それにも拘わらず、この参加率は関心の高さを物語っているといつてよいと思う。ただし、地方の弁護士には参加のための交通費・一部日当を支給した。

14 カンボディア商業省次官であるソク・シパナ氏の「Formation of Legal And Judicial Reform Strategy For Cambodia」（2002年）という文献でも、それまでの弁護士向け教育プロジェクトは表面的で効果はなかったと辛口の評であるが、カナダ、リヨン、日本の3弁護士会の共同プロジェクトについては、包括的であり評価すべきものであるとの評価を得た。

また、プロジェクトの結果は、2002年5月に日弁連が行った国際司法支援に関する研修会で報告された。同報告会には、日弁連関係者だけではなく、JICA、法務省、大学、民間企業からも参加があり、多くの質疑・討論が行われた。そうした第三者を含めた報告会の実施も、評価機会の提供という点で重要であると実感した。

(4) 修了式

セミナーは結局、日弁連4回、カナダ3回、リヨン1回と合計8回行われ、2002年の3月15日に修了式を行った。修了式には、日本の篠原公使の他、フランス大使、カナダ大使が列席し、司法省からもスイ・ヌー次官をはじめ数人が参加した。

式典では、参加率が高かった参加者に修了証が一人一人手渡された。その中にコンポンチュナン州から来た高齢の弁護士がいたが、彼の笑顔が忘れられない。その晩は、ニューブ・シトン司法大臣も参加して盛大なパーティが川縁のレストランで行われ、一同1年間の労を労い、また友情を確かめ合った。

(5) 他のドナーとの共同プロジェクトのあり方

今回は、日弁連、カナダ、リヨンの3弁護士会による共同プロジェクトであったが、そうしたいわばドナー協調型のプロジェクトの良い点と念頭に置くべき点を記載したい。

ドナー協調の利点は、以下のとおりである。

- ① ドナーそれぞれが得意な分野を担当し、全体として包括的な支援ができる。例えば、今回のプロジェクトでは、日弁連は現在 JICA 民事訴訟法起草チームが起草中のカンボディア王国新民事訴訟法の条文を利用して民事弁護を講義したが、カナダ弁護士会は日本ではなじみのない Advocacy（弁護士術）や Communications with Clients（依頼者とのコミュニケーション）を担当し、相互に補完するセミナーをすることができた。
- ② 財務的負担を分配できる。今回も、8回のセミナーを一つの弁護士会で実施することのできるファンドはどの弁護士会にもなかったが、各弁護士会が各セミナーの費用を負担することで8回のセミナーが可能となった。
- ③ 施設利用などが効率的に行われる。今回のセミナーでもリヨン弁護士会が参加したことで、フランスがフレンチカルチャーセンターを会場として無料で提供してくれた。
- ④ 人材の効率的な投入が可能となる。①とも関係するが、ドナー間で適材をプロジェクトに投入することができる。
- ⑤ ドナー同士が情報交換・交流を通じて良い経験を積むことができる。今回でも、カナダ弁護士会やリヨン弁護士会との打ち合わせを通じて、テキスト・カリキュラム作り等の面で参考になることが多かった。また、カンボディア王国弁護士会との費用に関する交渉の際にも、各弁護士会の交渉結果で一番良い結果を全体で共有できた。
- ⑥ 複数ドナーのプロジェクトは、注目を集めやすく、宣伝効果がある。今回のセ

ミナーでも、終了式の際にカナダ・フランスの各大使、日本の篠原公使が出席したことで現地のマスコミも大きく取り上げた。また、世界銀行や他の援助機関からも評価を受けたと思う。

反面、ドナー協調には、次のような問題点がある。

- ① 一つのドナーの意見が通らない場合があり、また意見の調整が困難な場合がある。今回のプロジェクトでも、話し合いの結果カナダ弁護士会が用意した事例を利用して講義することになったが、事例が複雑でセミナー参加者が理解することができず、結局使用しなかった。
- ② スケジュール調整に支障を来すことがある。今回も、打ち合わせで決めた1年間の予定を、他の弁護士会のスケジュール変更により変更せざるを得なくなった。
- ③ 特定のドナーが突出するとプロジェクトに大変支障を生じる。幸いにも、今回のプロジェクトには進行に支障を生じるような問題はなかった。また、成果は3弁護士会の共同成果として内外で評価された。

以上のような、利点・問題点もあるが、国際舞台で日本の支援が評価されるためには、このようなドナー協調プロジェクトに参加し、その中で中心的な役割を果たすことも一つの方法であると思う。今回のプロジェクト終了後も、カナダ弁護士会、リヨン弁護士会とは後述する弁護士養成校の支援で継続的に意見交換している。

5 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA 開発パートナー事業）

1) プロジェクト開始までの動向

国際的な司法支援活動は人づくりでもあり、継続的に実施しなければ成果を得ることは難しい。日弁連では、前述の JICA 小規模開発パートナー事業の成果を踏まえ、さらにカンボディア王国弁護士会に対する支援を継続するために、2001年 JICA の開発パートナー事業¹⁵に申請した。その結果、2000年度には28件の案件の提案があり、その内5件が採択され、日弁連のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトもその一つとして採択された。

事業内容を決定するに際して、検討した点は以下のとおりである。

- ① プロジェクト上位目標は、「法の支配を担うカンボディア王国弁護士の育成」および「法的サービスへのアクセスを向上させ法の支配を実現すること」とした。そして、その指標として、充実したトレーニングを受けた弁護士の増加および適切な

15 JICA の開発パートナー事業とは、民間団体、特に NGO、大学、地方自治体などの非営利団体の ODA 事業への参画を促進し、国民参加の裾野を広げていくために、1999年に予算化された枠組みによる事業である。事業は JICA 事業となり、JICA が各団体と委託契約を結ぶ。事業対象分野は、社会開発、環境保全、知的支援の3分野で、法整備は最後の知的支援に列挙されている事業の一つである。案件には、公募型と先方政府の要請によるプロジェクト案を団体が提案する公示型がある。事業規模は、3年間で予算は総計1億円程度となっている。ただし、2002年には制度の見直しが行われている（いずれも JICA 資料による）。

法律扶助制度が構築されること、とした。公平かつ適切な裁判によらなければ義務を負わされ、権利を剥奪されないという法の支配の実現のためには、様々な手段を講じなければならないが、裁判で当事者の側に立ってその人権を擁護し、法的助言を行う弁護士育成・増員は一つの柱である。また、費用面で裁判を受けることができない貧困層への司法アクセスの保障のために、法律扶助制度を確立することも重要な柱となる。以上の視点のもとで、事業を進めることにしたのである。

- ② 具体的には、2002年10月に開校する弁護士養成校への技術支援、同校で行われるリーガルクリニック¹⁶への技術援助、現在の弁護士に対する継続教育さらに女性弁護士の育成を通じたジェンダー問題に対する技術支援の4プロジェクトを柱として支援をする。プロジェクト全体を分けることは、投入資源の分散化を招くのではないかと、との危惧もあったが、いずれも相互に関連性が強く（例えば、リーガルクリニックは、法律扶助に関する協力であると同時に弁護士養成校での 트레이ニー教育も兼ねている）、相互補完性があるとの判断で維持することとした。
- ③ 3年間の長期のプロジェクトであるので、プロジェクト実施体制の確立が重要である。具体的には、プロジェクトリーダー（筆者が就任することになった）、プロジェクトの意思決定機関としての支援委員会（そのメンバーがカンボディア側との共同調整委員会（Joint Coordinating Committee）のメンバーとなる）、4チームのチームリーダーおよびメンバー、事務監理を行う事務監理チームという構成となった。特に、経理面での事務の効率および透明性を高める上で、外部の経理専門家に依頼することも考える¹⁷。

JICA との協議は2002年4月から継続して行われ、プロジェクトに関する Project Design Matrix (PDM)、費用の詳細を記載する経理書類の作成を行い、同時にプロジェクトの内容・日程などを一つ一つ決めていった。その間、カンボディア王国弁護士会には弁護士養成校の設立委員会を設置してもらい、同委員会と同校の教授の選定、カリキュラムの作成、学校設置場所の選定などについて打ち合わせた。現地へは6月、7月、8月と毎月日弁連側のメンバーが赴き、打ち合わせをするとともに、メール、ファックスのやりとりが頻繁に行われている。そして、7月7日から10日にかけて JICA のカンボディア王国開発パートナー事業「弁護士会司法支援プロジェクト」実施協議調査団に参加し、現地での最終的な聞き取り調査に同行するとともに、日本・カンボディア王国間の国際約束を経て7月10日に無事プロジェクトの内容の合意文書で

16 リーガルクリニックは、法律扶助制度の構築という点では直接的ではないが、「可能な支援」ということを検討するなかで、まずリーガルクリニックから始めようということになった。これも小さな成功を大きくつなげよう、というプロジェクトの指針につながっている。また、法律扶助プロジェクトでは、財団法人法律扶助協会の支援を受けることで同協会の了解をいただいているが、同協会主催には、アジアの法律扶助に関するシンポジウムをプノンペンで開催することも検討いただいている。

17 日弁連では、既に2001年3月に「国際協力活動基金」を設置し、同基金のもとで、日弁連の一般会計とは切り離された形で、法整備支援活動資金を管理している。

ある Record of Discussions が JICA およびカンボディア王国弁護士会間で締結された。これにはカンボディアの司法省および日弁連が証人として署名に加わった。

以下、各プロジェクトの概要を説明する。

2) 弁護士養成校

カンボディア王国弁護士会では、最近数年間、例外的な場合を除いて新規弁護士の登録を認めていなかった。同弁護士会の意見は、弁護士法上、適切なトレーニングを受けることが新規弁護士の要件であるが、そうしたトレーニングセンターを設立することが出来ない、というものであった。しかし、弁護士の養成が法の支配実現のために急務であり、カンボディア王国弁護士会は内外から批判されていた。そうした中で、2001年9月14日にフン・セン首相が Su-Decree に署名し、弁護士養成校（正式名称は、「Center for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia」）を設立する法的根拠ができた。その後、カンボディア王国弁護士会は、いくつかのドナー機関に資金援助を依頼したが、弁護士会に批判的なドナー機関からは、支援を受けることはできなかった。

日弁連も、2000年末より、カンボディア王国弁護士会から支援の依頼を受けていたが、当時は JICA 開発パートナー事業に応募することを考えていなかったことから、難しいと回答していた。

ところが、小規模開発パートナー事業が開始し、その経験を通じて技術的な支援なら可能であると考え、また JICA 開発パートナー事業を知ったことから、この事業に採択されることを条件として支援することにした。その後の経緯は前述のとおりである。

カンボディア王国弁護士会への協議を通じて決定された弁護士養成校の枠組みは次のとおりである。

- ① 教育の基本方針は、弁護士としての実務的知識・技術を訓練し、あわせて弁護士倫理を徹底することとする。
- ② 訓練期間は、11ヶ月で、8ヶ月間は養成学校での授業およびリーガルクリニックでの研修を中心とし、2ヶ月間は弁護士事務所、NGO 事務所などでの実務研修、最後の1ヶ月は養成校で卒業試験準備とする。最初の1ヶ月が入学試験期間であるので、学校は1年を1単位として活動する。
- ③ トレーニーの人数は、当初50名とする。しかし、内外からの批判に答えるように2年目以降増員することを提言している。
- ④ 組織は、校長、事務局長、総務部長、教育部長、スタッフ3名である。
- ⑤ 場所は、プノンペン大学法経学部の教室およびオフィスを借りる。
- ⑥ カリキュラムは、裁判実務の充実に重きを置き、民事訴訟法、民事弁護、刑事訴訟法、刑事弁護、裁判（カンボディアでは刑事・民事両方）における検察官の役割、行政訴訟法といった訴訟法の授業を複数設けた。その他、弁護士倫理、人権および NGO 法などの特徴的なコースも加えている。授業数は、8ヶ月で約580時間である

が（当初カンボディア側から939時間という提案があったが、協議の結果相当減らした）、自宅起案およびリーガルクリニックでの実務研修を加えれば、相当ハードな訓練となる。

- ⑦ 教授法は、事例研究（ケース・メソッド）を中心とし、事例集（ケース・ブック）および起案による研修を実施することとし、テキストは、法律の説明、事例、文例（例えば、裁判で使用される参考文例）の3部構成で作成する。
- ⑧ カンボディアでは、現在弁護士養成校の他に、司法官職養成校の設立準備中であり、2003年1月の開校を目指している。教授陣の人材不足、教授内容が類似であることなどを考えると、同校との密接な協力が望ましい。
- ⑨ 2002年9月に予定されている入学試験は公正に行わなければならない、これが日弁連の支援継続の前提である。

日弁連では、上記のプロジェクトについて、カリキュラム・テキスト作りについて既に助言し、各科目毎にチューターを配置して技術指導をする予定である。例えば、何時間かは日弁連派遣のチューターがカンボディアの教授のトレーニングも兼ねて、養成校で授業することを検討している。また、学校の運営についても、適宜助言を開始している。例えば、場所の調達でも、日弁連が大学関係者と交渉して側面から支援しており、職員の採用面接にも立ち会う予定である。さらに、入学試験についても、公正な試験の実施方法について助言するとともに、試験当日はオブザーバーを派遣することを検討している。それ以外でも、資材の調達など幅広く支援する予定である。

3) リーガルクリニック

リーガルクリニックの詳細は、上柳弁護士のレポートに譲るが、概要は以下のとおりである。

リーガルクリニックは、法律相談所であり、弁護士養成校に付設される。クリニックには、養成校のトレイニーが弁護士とともに法律扶助事件（貧困層からの法律相談事件）を担当し、相談への立ち会い、必要な文書の準備、さらに裁判事件では裁判傍聴をする。リーガルクリニックでの訓練は、最初の年は養成校の3ヶ月目か4ヶ月目から開始される。同クリニックオフィスは、室長、フルタイムのスタッフ弁護士、支援弁護士、スタッフで構成され、場所はやはり養成校同様大学のオフィスを借りることにしている。

日弁連では、組織作り、相談、裁判実務やカリキュラム作りなどの技術支援を行う予定で、毎月チームメンバーの派遣を計画している。

4) 弁護士継続教育セミナー

弁護士養成セミナーは、JICA 小規模開発パートナー事業で実施したセミナーの継続として、年間4回、現在の弁護士の継続教育を行うものである。ただし、このセミナーには養成校のトレイニーも必須科目として参加することが期待されている。

テーマは、やはり民事訴訟における弁護士の役割（民事弁護）を中心とする。また、セミナーを通じて裁判で使用する文例集も作成したいと考えている。民事訴訟を選択したのは、JICA 小規模開発パートナー事業と同様に、JICA 民事訴訟法起草チームが起草している新民事訴訟法を利用させていただくことが可能だからである¹⁸。第一回のセミナーは、2003年1月に予定されている。

また、法律扶助事件を担当する弁護士が不足していることから、日弁連はカンボディア王国弁護士会に対して、研修の意味を兼ねて、1年目の弁護士に扶助事件を5件担当することおよび弁護士継続教育セミナーに参加することを義務付けるように提言している。

5) ジェンダー

カンボディアでは、Domestic Violence (DV) や人身売買の問題が社会問題となっている。また、女性の弁護士の数も少なく、その地位も高いとはいえない。そこで、プロジェクトでは女性弁護士の育成を通じて、上記のジェンダー問題に取り組むことを計画している。具体的には、現地での調査、本邦での研修および現地でのシンポジウムを予定している。

6) 最後に

今回のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトでは、3年間の間に延べ100名以上の弁護士を現地に派遣することになる。同じ弁護士が行く機会も多いが、それでも相当数の弁護士が現地で司法支援の現場作業に従事することになる。日弁連は、カンボディアで将来の弁護士となる人材の育成と同時に、将来の国際司法支援活動に従事する日本の弁護士の人材育成の良い機会であると考えている¹⁹。前述のように、プロジェクトでは相当の作業量が予想され、毎月複数名の現地派遣をすることになるが、それに耐えるだけのチームアップ中である。事務監理チームのチームアップに際して、日弁連国際司法支援活動弁護士登録制度に登録している約100名の弁護士に回覧したところ、多くの応募が短時間で集まり、その中から6名の方を選任した。さらに、現在

18 JICA 本体のプロジェクトと NGO へ委託したプロジェクトが関連する例である。

19 筆者が常々言っていることだが、法整備支援活動に従事する弁護士は、先進国での契約交渉などとは異なり、発展途上国や移行経済国およびそこに生活している人々に対する深い愛情と、その国の司法制度の改革ひいては人権擁護の確立という活動に情熱を傾注できることが不可欠の条件となる。そのためには、支援対象国の政治、経済、社会および法文化を受容し、十分理解しようとする謙虚さが要求される。また、自分だけの判断に偏らず、広く対象国の専門家の意見を聴取し、関連文献を精査するなどの地道な調査研究をする能力が求められる。また、各種の法整備支援活動の理解と相互協力、法律の専門性とリーガルマインド、スケジュールの調整力、語学力という様々な能力が必要である。今回のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトを通じて、一人でも多くのこうした弁護士が育つことを望んで止まない。

100名ほど登録している国際司法支援活動弁護士登録制度²⁰を、経験、専門分野などにより振り分ける等の方法でより充実させ、専門家の養成・登録を進める予定である。

プロジェクトには必ず目標がある。上記目標とともにプロジェクトの具体的な目標も設定される。今回のカンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトでも、弁護士養成校・リーガルクリニックの基盤整備、弁護士継続教育セミナーの充実およびジェンダーに従事する弁護士の育成プロセスの制度設計が具体的な目標であり、3年間でその任務を終える。そこで、3年間のプロジェクトの終わらせ方を、始まる前から検討しておかなければならない。それも安易に JICA その他のファンドから継続的な資金援助を受けることを終わらせ方とすることは、極めて不安定であると同時に発展性に欠ける。

国際的な協力活動は継続的なものでなければよい効果は得られない。しかし、永続的な支援はカウンターパートの自立を阻害する場合がある。自立促進が国際的支援の基本でなければならず、日弁連では、カンボディア王国弁護士会の強化を通じた支援を基本に、同弁護士会の自立（sustainability）に重きを置いて協力する予定である。現在、私が終わらせ方と考えているシナリオは以下の通りである。

- ① 弁護士養成校を裁判官・検察官の司法官職養成校と合併し、国立の法曹養成学校とする。
- ② 2年目以降、他のドナー機関の協調参加を呼びかけ、複数のドナーによる継続的な支援形態を確立する。実際に、世界銀行、SIDA（スウェーデン）、CIDA（カナダ）、French Cooperation 等の国際機関・各国援助機関が興味を示している。

6 日弁連の司法支援活動の特色

1) はじめに

本稿では、カンボディア王国弁護士会プロジェクトを中心に、日弁連の活動を紹介したが、最後に司法支援活動を行う NGO としての日弁連の役割について、意見を述べたい。

おりしも、政府開発援助（ODA）における NGO の役割が見直されつつある。外務省では、「日本 NGO 支援無償資金協力」制度を新設するなどの動きもある。他のドナー国では、NGO との連携協力の歴史は古く、互いの信頼関係も強固である。今後は、こ

20 日弁連は、法整備支援に参加する弁護士のプールとして、1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設立した。日弁連は、こうした弁護士に対する国際司法支援への参加要請に的確に応え、より良い支援活動を実施するために、日弁連が情報の基地（ハブ）となって国際司法支援活動に参加する弁護士間の情報の交流・交換の機会を提供できるように登録制度を設立したのである。日弁連では、登録制度に登録を希望する会員の登録申込書をデータベースに入力した上でこれを管理し、国際司法支援活動に関して、国際機関、諸外国などから弁護士の推薦の依頼があった場合は、登録された会員に対してその情報を提供して希望者を募るか日弁連が登録者の中から適当な人材を推薦している。現在、この登録制度には約100人の弁護士が登録しており、カンボディア、ベトナムへの JICA 長期専門家および短期専門家などの派遣に有効に活用されている。

れまで不信感の歴史にあった政府と NGO との連携が強化されることを望むが、NGO の一つとして、日弁連も制度の透明性²¹、経理処理の透明性、専門家の充実²²、支援を継続できる組織作り²³など努力する所存である。

NGO としての日弁連の活動の特徴について、今回のカンボディア王国弁護士会プロジェクトを参考に以下説明したい。

2) 基本的人権擁護の精神

我が国の弁護士が「基本的人権の擁護」を使命としている限り（弁護士法1条）、日弁連の国際的な法整備支援の活動に当たっても、その使命に沿う活動であるかが問われる。日弁連は、それまでの国内外の人権活動が評価され、1999年に国際連合経済社会理事会における協議資格を有する NGO として承認された。この協議資格の取得により、人権委員会等の人権関係の委員会が多い同理事会およびその関連機関会議に出席し、意見書を提出し、発言することができることとなった。

人権は平和に生存する権利、精神的自由権、参政権、社会的自由権、経済的自由権など幅の広い概念であり、法整備支援に当たりどの分野の人権を重視するかは対象となる活動、国によって異なる。紛争直後の国での活動は平和に生存する権利が最重要であり、市場経済化の支援では経済的自由権が重視され、選挙監視や選挙制度の構築では参政権が対象となる。

日弁連でも、現在法整備支援に参加する目的について、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という憲法前文の国際的協力の責務を抛り所として、さらに弁護士法の基礎である基本的人権の尊重、平和に生きる権利、国連憲章、国連人権宣言

21 米国法曹協会（「ABA」）が実施している中東欧法律イニシアチブ（「CEELI」）では、支援活動に参加する弁護士は、住居手当、交通費、医療保険、仕事上の経費、外国語研修費、ABA 会費を含む経費の償還を受けることができる反面、現地で報酬を得るような仕事をしてはならず、また帰国後1年間はその関係の仕事に従事してはならないという詳細な利益相反ガイドラインが定められているということである。日弁連でも、制度の透明性確保のために、将来的にはこのような利益相反ガイドラインの設立を検討すべきであると考えている。

22 そのために前述の国際司法支援活動弁護士登録制度があるが、その他日弁連では、毎年法整備支援に興味がある弁護士を集め、外部講師も依頼して国際司法支援に関する研修会を開催している。2001年度は、JICA、国連人権難民高等弁務官事務所から外部講師も招聘し、「国際補償委員会と個人補償」、「難民の国際保護」「ODA と法整備」「日弁連の法整備活動」をテーマに講演を実施し、その後パネルディスカッションを行った。2002年度は、小規模開発パートナー事業の事業報告を行った。

23 日弁連の法整備支援活動の組織的中心は、国際交流委員会である。同委員会では、国際協力部会を設置し、法整備支援に機動的に対応できる組織作りを行っている。同部会では委員・幹事合わせて23人ほどの弁護士がこの分野での活動に従事している。同部会は、カンボディア王国弁護士会プロジェクトなどの活動ごとにチーム編成されているが、プロジェクト以外でも広報担当などの本部機能を担う部署も置いている。また、同委員会は、国際的な事項について日弁連執行部を補佐している国際室とも緊密に連携し、日弁連全体によるプロジェクトを実施している。

などを参考に明確にしていきたいと考えている。

カンボディア王国弁護士会プロジェクトでは、カンボディアの弁護士の育成を通して、公正な裁判を受ける権利、刑事事件で弁護を受ける権利という基本的人権の実現を目指し、また法律扶助制度構築では、やはり裁判を受ける権利の保障を目指すことになる。また、ジェンダーチームの活動は、男女の平等権の確保を指向するものである。全体として、民主主義・自由主義の前提である「法の支配 (Rule of Law)」の確立に向けた活動とあってよい。

3) ODA への協力と NGO としての活動

日弁連では、前述のように1996年から毎年 JICA が主催するカンボディア法律家に対する本邦での研修に協力し、さらに同国、ベトナム、ラオスなどに対する ODA に協力してきた。他方、日弁連は、先に述べた国連経済社会理事会の協議資格に基づく活動やカンボディア王国弁護士会プロジェクトなどの NGO としての独自の活動を実施している。同プロジェクトでは、JICA 民事訴訟法チームが起草しているカンボディアの新民事訴訟法を利用させていただき題材としている。

このように、日弁連では、ODA に対する協力および NGO としての活動を両立させ、有機的かつ効果のある協力活動を行い、また充実することを模索している。

4) 弁護士および弁護士会への支援活動

日弁連による独自の法整備支援の活動として、対象国の弁護士および弁護士会に対する協力並びに弁護士制度の構築に関する助言が挙げられる。JICA の ODA プロジェクトであるベトナムおよびラオスへの法整備支援の中で、弁護士規則への助言や弁護士制度の構築に関する助言を行ってきた。カンボディア王国弁護士会プロジェクトでも、カウンターパートは同弁護士会であり、受け手は弁護士となろうとするトレイニーや弁護士である。

日弁連が、弁護士の団体であり、かつ他の機関と重複しない支援協力活動を実施するという観点から、今後ともこの分野での活動を充実させていきたい。

5) 法律家の国際団体との協力

日弁連は、法整備支援の分野を含め、国際的な法律家の団体との情報交換を行っている。日弁連は、International Bar Association (「IBA」) のメンバーであり、これまで同団体の人権活動に幅広く参加してきた。最近では、紛争解決直後の国々に対する平和構築活動の一環としての法整備支援活動を実施することを目的として、IBA が助力して設立された International Legal Assistance Consortium (「ILAC」) の設立準備に参加し、今後のこの分野での世界の潮流を注視している。また、米国法曹協会 (「ABA」) は、法整備支援の分野で中東欧司法支援イニシアチブ (「CEELI」) プロジェクトなど歴史のある活動と充実した組織を有している。日弁連では ABA と協議を通じ、同団体が国連開発

援助（「UNDP」）と共同して実施している ABA/UNDP プロジェクトから専門家派遣の要請を受けている。その他にも、ローエイシア他の国際団体と協力・協調した活動を実施している。

このように、日弁連は、海外の国際団体とも協力して効果のある幅の広い法整備活動を実施していくことを目標としている。カンボディア王国弁護士会プロジェクトでも、カナダ弁護士会、リヨン弁護士会と連携しているが、スウェーデン弁護士会などの他の弁護士会にも呼びかけたいと考えている。

7 最後に

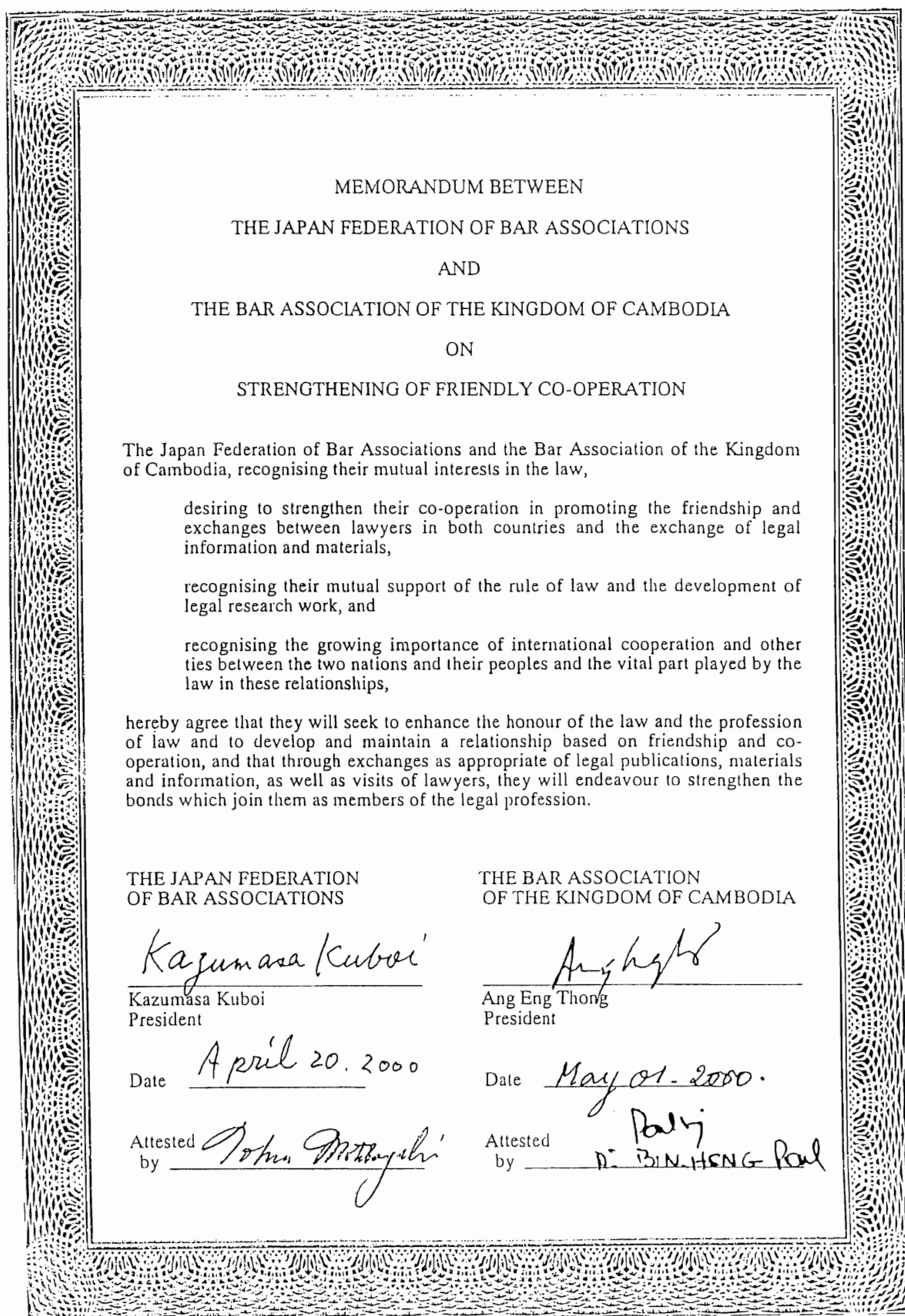
全ては一つの小さいきっかけから始まる。日弁連のカンボディア王国弁護士会プロジェクトも、最初は1995年に日本に研修で来たカンボディアの法曹関係者との出会いに始まる。当時の研修生には、現在、司法省次官、同省次官補、選挙管理委員会委員長、プノンペン大学法経学部学部長を務めている人たちがいる。筆者を含め私たちは、その間どれ程成長したのだろうか。しかし、わずか数人で始めた国際司法支援活動の種が、現在何十人もの弁護士を派遣するまでになったことで少しの成長の証としたい。

他方、弁護士に限らず、これからの法律家に課された使命も大きい。松島洋弁護士は、「軍事的貢献を憲法上の課題としないと決めた日本の今後の国際協力を考えたとき、人的協力として果たすべき期待される法律家の役割と今日までに現実に果たしてきた役割とのギャップをどのように埋めていくかが大きな課題である。」と述べられているが²⁴、その言葉をもう一度考える必要があると思う。 以上



2002. 3. 15 セミナー修了式にて
(中央はカンボディア王国弁護士会アン・エン・トン会長)

24 「国際交流」松島洋弁護士執筆部分（日弁連五十年史330頁）



日本弁護士連合会とカンボディア王国弁護士会の
友好的な相互協力の強化に関する覚書

日本弁護士連合会とカンボディア王国弁護士会は、法に対する相互の関心を認識して、

両国弁護士間の親交と交流および法律情報や資料の交換を促進するために協力関係を強化していきたいと希望し、

法の支配と法律的調査研究の進展を共に支持することを認め、

両国および両国民間の国際協力その他の関係が重要性を増してきていること、ならびに、法がこれら諸関係にきわめて重要な役割を果たしていることを認め、

ここに、法と法曹の名誉を高め友好と相互協力に基づく関係を維持、発展させるよう努めること、弁護士への訪問や法律関係の出版物、資料、情報の適切な交換を通じて、弁護士の組織たる両者のきずなを強めるよう努力すること、を合意する。

日本弁護士連合会

カンボディア王国弁護士会

会長 久保井 一匡

会長 アン・エン・トン

日付 _____

日付 _____

証人

証人

新民事訴訟法（案）における書面作成

担当：矢 吹 公 敏

1. 新民事訴訟法（案）とは

2. 口頭弁護手続 — 当事者主義と職権主義

- ・カンボディアでは、現在民事訴訟法は職権主義により裁判官が調査をして裁判をすることが主であるが、新民事訴訟法では原告と被告という当事者が主体となって主張と立証の手続を進める。

- (1) 訴状提出による訴えの提起
- (2) 口頭弁論による主張の整理
- (3) 証拠調べ（書証・証人調べ）
- (4) 判決手続

3. 訴えの提起と訴状（桜木講師担当）

4. 口頭弁論における訴状以外の書面

- ・原告と被告間の争いに関する「争点の整理」を行うことにより、裁判の対象を明確にする。
- ・「争点の整理」は、「原告がどのようなことを裁判で主張するのか」を明らかにすることから始まる。例えば、家庭内で夫が暴力を振るい裁判となった事例で争点は離婚か損害賠償か。
- ・「争点の整理」は、原告と被告がお互いの主張を書面に記載して相手方および裁判所に提出することで行われる。
 - (1) 答弁書 — 原告の訴状に対する被告側の初めての回答を記載した書面（準備書面的一种）。
 - (2) 準備書面 — 「争点の整理」を行うために原告と被告の間で取り交わし、裁判所に提出する書面。

5. 準備書面に何を書くのか

- ・「争点の整理」の手続は、原告と被告の主張する事実を明らかにして、それを証明する証拠を説明し、関係する法律に関する主張を行うことである。
 - (1) 主張事実の記載
 - (2) 証拠の説明

(3) 法律論

- ・例えば、A が B に対して、B から贈与を受けた時計を渡してほしいという訴訟を提起した。A は、それは B からもらったものだと言っている。B は A に、以前に「時計は B が使ってよい。」という手紙を渡している。手紙を渡す際に C がいて、「B は A にその時計をあげると言っていた。」と話している。法律では、書面によらない贈与は、実際に贈与する物を渡すまでは贈与する人が取り消せるとされている。B は「時計を貸すとは約束したが贈与するとは言っていない。」「仮に贈与だとしても贈与の書面がないので取り消す。」といている。

(a) 主張されている事実は、贈与の約束か貸す約束か。

(b) 証拠は手紙と C。

- ・原告と被告の主張する事実は、法律上要件とされている事実のつながりとして主張される。
- ・訴訟の段階毎に準備書面に記載する事項が異なる。当初は主張する事実と法律論が中心であり、証拠調べをした後は証拠の評価と証拠に基づく事実の主張が中心である。

6. 準備書面はどのように書くのか

- ・「争点の整理」がしやすいように記載する。
- ・裁判所に分かり易く、趣旨を明確にして説得的に記載する。
- ・事実の主張、法律論、事実への法律論の当てはめという方法

7. 準備書面をいつ提出するのか

- ・「争点の整理」のために適切な時期に早期に提出することが必要である。
- ・適切な時期に提出しないと裁判所で事実の主張を取り上げられないことがある。

8. 弁論手続と弁論準備手続

- ・新民事訴訟法では、口頭弁論に弁論手続と弁論準備手続を用意している。
- ・弁論準備手続では、まず和解が行われる。
- ・弁論準備手続は、公開の法廷で行う必要はない。

9. 準備書面以外で裁判所に提出する書面

10. 新民事訴訟法（案）の関連条文

Report on the Seminar's Evaluations

July 2-4, 2001

After participating the seminar.

- 1- - 65% of participants thought that the seminar was very important.
- 35% of participants thought that the seminar was important.

- 2- All of participants want to have the seminar.

- 3- - 90% of participants considered that the time of the seminar was suitable.
- 10% of participants considered that the time of the seminar was too short.

- 4- - 85% of participants thought that the training was understood well.
- 15% of participants thought that the training was easy to understand.

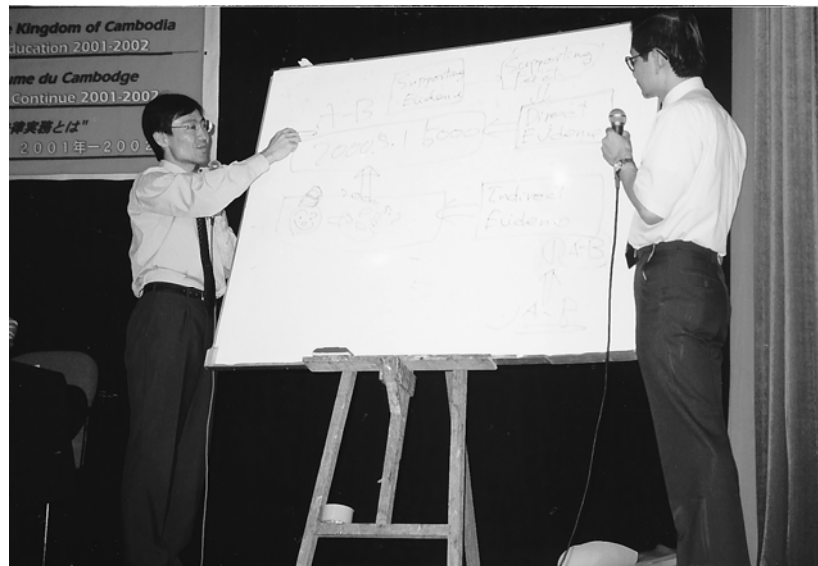
- 5- All of participants considered that the seminar was very helpful because:
 - They can compare Cambodia's civil law and the Japan's.
 - They also understand about code of civil procedure.
 - They can get more experiences from foreign lawyers.

- 6- After finishing the seminar, all of participants thought that they could practice the knowledge from the seminar in their profession.



第1回弁護士継続教育
セミナーの様

筆者らによる講義



セミナー参加者とともに